



長保六  
寛弘元  
一〇〇四

長保五  
一〇〇三

一条

一条

61

60

大官司従五位下大神朝臣一斎  
權大官司正位(マ)上宇佐宗海  
少官司正六位上宇佐嶋命  
太政官符 八幡宇佐官司  
雜事九箇条

……(中略)……

一非例奉令御行三所大菩薩事、  
右、太政官今日下同符祚、同前解状祚、謹檢案内、  
大菩薩之御行年中二度、六月晦江海御祓、八月十五  
日放生会、五月五日馬庭頓宣、六年一度行幸等(也  
脱力)、此外輒無有動御輿、而御召官司邦利於府、  
仰云、如五月節、於馬庭頓宣奉令御行、三箇日之間  
可奏音樂者、即去四月十日遣下文云、上巫(筮)之  
處、所告已吉也、然則可有行幸事、准五月節例、可  
整備行幸雜具者、以同廿日引率一具府官雜任並諸國  
牧宰等奉宣、即不合陳是非、申聞三箇御殿、奉令御  
行、兩日之間、奉令御於馬庭頓宣、雖非例事、督府  
所行忽以難押、厥後示現夢想、已連日夜也、此間忌  
諱雖多、敢不毛舉、抑留(当)宮日記云、去斎衝一  
年又天慶四年跋首藤原純友等乱入之時、以宮御輿相  
向純友等、成其怖畏、不入宮中還知已畢、以彼例、  
散位惟文王破神禁地、乱入宮中之時、宮御輿相向權  
文王、凡非常之外、不動御輿、况乎御行未聞事也、  
而強申行御行之後、物佐已以多端、就中孤瀨部内膳  
官辺事、不愜其責、為避後求(咎)、言上如件者、  
同宣、奉勅、臨時御行已無先例者、初(所)行之  
旨、理不可然、督府之政似失旧跡者、同下知已畢、  
……(中略)……

以前奏事、下知如件、抑官司等言上之旨、難知真偽、  
若寄奏神威(狂(狂)致愁訴敷、儘加督察、司勤遵行  
者、府宜承知、依宣行之、符到施行者、官司承知、  
符到奉行、  
従四位上行右中弁藤原朝臣(御題  
従五位下行右大史菅野朝臣  
『宇佐神宮史』所収『宮寺緣事抄』

11 27  
宇佐神人參落。訴申御祈酷事。離岸之後六箇日。著  
河尻。依神感有託宣。云々。【百鍊抄】

正 10 乙未、……女御尊子叙従四位上 臨時【御堂関白記】  
正 10 丙申、……女御尊子仰可作位記由少内記宣(惟)規、  
正 15 (備中守平生昌二大宰椿料官符ヲ賜之)  
正 15 庚子、……備中守(平)生昌朝臣賜大宰椿料官符、【御  
堂関白記】  
正 27 壬子、……皇生(生昌)朝臣從藏人所賜金三百兩、唐  
物交易料、【御堂関白記】  
2 9 (大宰權帥平惟仲道長三消息ヲ送ル)

【平安遺文】

9 22 伊周従二位。  
11 5 隆家正三位。  
11 27 宇佐神宮神人惟  
仲の奇酷を訴ふ

寛弘元  
一〇〇四

一条

61

癸亥、……従帥中納言(平惟仲)許、付(菅野)重忠朝臣  
有消息、付(藤原)成規朝臣返事耳、有雜物、【御堂関  
白記】  
3 24 (宇佐八幡宮神人等陽明門ニ参リ大宰權帥平惟仲ヲ訴  
フ 帥方モ参ル)

戊申、土走、参内、陽明門有數百人、宇佐宮愁人、或  
見物者也、彼宮男子・僧多参、又是邦利方、帥方(惟  
仲)、彼權司致梅(宇佐)又参、其裝甚奇、赤烏帽子者  
等候、如左近府門鬚頭立幟、有其下三人参着、依仰  
令收申文等、奏聞、……百時罷出 愁人少々罷出、【御  
堂関白記】  
3 24 (宇佐八幡宮神人等陽明門に到り大宰權帥平惟仲を訴  
ふ 愁状を収め之を奏せしむ)

戊申、参左府、披示云、……可参者、左大弁藤原忠  
輔)参入、回候御共、宇佐官司氏人等於近衛御門、申  
愁禰宣女及祝(大神)為興等與力大官司(大神)邦利、  
又權大官司(宇佐)宗海與帥(平惟仲)同心愁申云々、  
披補闕請、定御前僧等、左大臣雖整服坐、有勅命取遣  
彼是愁状、左大弁承仰、差管掌(尾張)利茂遣取、令  
左頭中將(源経房)被奏、事了退出、【權記】  
戊申。宇佐宮舍婦并神人等参入陽明門。愁申大宰帥平  
惟仲卿非例事。是則惟仲卿依封彼宮至殿也。可遣推問  
使伴神人等。今日以後三箇日。抵候左近府南内。【日  
本紀略】  
宇佐宮神人五百余人參陽明門外。訴大宰帥惟仲事。去  
年十一月離岸之後。六箇日著河尻。依神感也。云々。  
【百鍊抄】

諸卿定申宇佐宮訴事。僉議之間。陣座南方有雷電。公  
卿怖畏。右大臣(顯光)。并時光。俊賢等退出之間。於  
櫛笥少道。鳩飛渡上達部首上。於宇佐神人宿所差聲  
門。問失。疑是大菩薩御發現歟。俊賢卿独定申不可遣  
推問使之由。人々尤為奇。【百鍊抄】  
辛巳、……宇佐官司氏人等参入。愁訴大宰帥平(惟仲)  
朝臣令封彼宮至殿事。今日。諸卿奏勅。僉議可遣推問  
使之由。仍右衛門佐孝忠以下為推問使。【日本紀  
略】  
辛酉。停大宰帥惟仲釐務。依宇佐宮愁也。【日本紀略】

(二六)平家往昔より相人爲る事  
また「平家は往昔より累代相人の事を伝ふ。また惟仲  
中納言、その母は讃岐の国の人なり。珍材讃岐介より  
し時、生むところの子なり。しかして任を去りし後に  
尋ね來たる。珍材召し入れて相すと云々。」「汝必ず大  
納言に至らんか。ただし食る心に依り、すこゝなるその  
妨げ有らん。懐むげきなり」と云々。後はたして中納  
言に至り、大宰帥と爲る。件の時、宇佐宮の第三の室  
殿に封を付く。件の事に依り、任を停めらる。これ任  
年先親の伝へ語りところなり」と云々。【江談抄・第  
二】  
6 22 大政官牌 八幡宇佐宮弥勒寺

雜事陸續條

一任先符旨、支配管内諸國建立堂舍事、  
 右大政官今日下大宰府符稱、得八幡宇佐宮弥勒寺講師  
 伝燈大法師位元命去四月廿八日奏狀稱、堂舍建立之後、  
 公家定下造寺使、致修理之勤矣、近代無職掌人之間、  
 參議藤原有國朝臣為大式時、遣府使於寺家、悉以注  
 損色、便言上之日、支配管内諸國可令建立之由、給官  
 符已畢、而當時御卿(惟仲)不放施行府、因孩子今未致  
 造寺之勤、然則重給官符、任彼先日支配符旨、令修造  
 者、右大臣(顯光)旨、奉勅、依請者、自余中間略之、  
 以前条事如件、府宜承知、依宣行之者、官寺宜承知、  
 牒到唯狀、故牒  
 長保六年六月廿一日 右大史正六位坂本(忠國)朝臣宣讀

參議正三位行右大弁侍從美作權守藤原(行成)朝臣等  
 『大日本史料』所収【到津文書】  
 (平惟仲夫妻ノ謀略宇佐宮ノ神威ヲ蔑ニ又 惟仲ノ弟  
 生昌道長ノ命ニ依リ鎮西ニ向フ)  
 癸未、……推問使(藤原)孝忠朝臣稱湯温病不可下向、  
 雖被処重科不可勸使節、是依不被理申請事云々、御(平)  
 惟仲(敏彦)兩府(藤原)道長、同顯光、又奏三位(藤原)繁  
 子(候)御所、内外謀略太賈、如今以無神威、亦(平)生  
 昌朝臣承左府命遂(遂)歸向鎮西云々、不知何事、疑是  
 早可上達之由歟、時人奇矣、或近言納言(敏賢)、合力  
 云々、【小右記】

(法華三十講結願)  
 壬子、卅講結願、來問上御奏言大夫(道綱)・右大將(美  
 賢)・權(帥力)中納言(平惟仲)・藤中納言(時光)・  
 右衛門督(資信)・源中納言(俊賢)・權中納言(隆家)・  
 勘解由長官(有國)・奉宮權大夫(權平)・右(左)大弁  
 (輔)・右大弁(行成)・修理大夫(賴信)・三位中將(兼  
 隆)等也、(注1)【御堂閑白記】  
 癸酉、……(平)生昌朝臣從西鎮來、【御堂閑白記】  
 四三六 大政官符案の加置奉讀事繼續叙  
 大(々)政官符紀伊國司  
 雜事貳个条  
 一心寺家地與中納言平(惟仲)御所領庄田(四脱)至内、  
 鎌倉進山地田皇事、  
 四至東限六尺區界川、今案辨庄生川 南限阿帝川南限界  
 西限辨山生、今案辨盛川神谷 北限言所川  
 右徳金剛峯寺去七月廿八日奏狀稱、謹檢案内、寺家本  
 願弘法大師以入学「唐」受持之密教、帰朝流布之弘願

(注1)惟仲は大宰府に下向して以来、變じて上京しなかつたともいわれているが、この道長の三十講には「權(帥力)中納言」の出席の記事が見える。「權中納言隆家」はこれよりも後に記されており、「正三位中納言(時光)より上位に書かれるべき人物は大宰(種)帥從二位中納言平惟仲」と見るべきであろう。惟仲は宇佐宮との請いの最中に上京して、対策を練っていたものかと考えられる。

誓而投三貳鉞)可有縁之地者、爰帰朝之後、為求  
 機縁之地、尋究高山出行之間、途中相謁派師二人云、  
 願有驗山高嶽之地、須為興仏之寺者、祖師歎喜由、引  
 高野之靈峯、重陳云、吾等是此山領主丹生高野祖子而  
 神也、靈所无在此地、幸遇聖人遂宿願、仍注領山之四  
 至、永奉結願之三空願建立伽藍、引導吾等、隨則吾等  
 為護法神、永以護持者、所陳未畢即消失、大師念願相  
 心、既得勝地、為築仏壇、募兵(正力)之地下、掘出  
 古昔之宝劍、弥知先世為仏地之由、為造材木、截木之  
 俣中、在所投之三貳鉞、仰拝誓願有靈驗之事、機感  
 ・心、鑿建此寺、具錄狀、謹以奏聞、大(大)政官弘  
 仁七年七月八日符稱、十種節空海奏狀稱、普闍婆羅尺  
 迦之迹跡以不絶、孤岸奇峯、觀音之跡流來相続、尋其  
 所由、異所同趣、仍上奉為國家、下為利群生、爰莫(荒  
 脱)載、建立伽藍、自爾以降、意日留學、初開密教之  
 廠、定水出洞、長流真言之源、望請天裁、件山四至之  
 内、永以領學者、依請者、然後大師以全身入定、会不  
 爛壞、待弥勒之出世、爰時代推移、遺行負雜役、然而  
 依寺家奏狀、承和三年三月十日・仁寿元年九月廿三日  
 阿度下給官符、被免除已了、自爾以降專無他妨、而件  
 御所領石垣庄司等、恐(忝力)奉妨推取、所謂其所妨  
 取押戸・立神・楯原・板屋・花園・志賀・長谷・毛無  
 原・古佐布等地也、或被捨寺家之示、打篋彼庄之領  
 地、今件地從本願時、或鎮護仏神堂社之辺、或所領山  
 谷入岡田地、仍注其由誰(誰歟)觸示、彼庄司等偏假  
 本家之威勢、会無是非之弁定、夫公地犯墮之罪重况乎  
 掠取長財仏物、既同逆罪、何以在俗輒任領寺家地乎、  
 性地施入主權化大神、建立入定聖人、何況也、官符符  
 龜鏡而重帖、豈以致妨乎、自而辺夷之輩不帰仏法唯憑  
 主威強致此妨、非蒙公家鴻恩、何断非理之横妨矣望請  
 蒙天裁、任旧領被舍停止他妨者、左大臣宣、奉勅宣加  
 下知、寺家他與中納言平卿所領四至内、儘可注進者、  
 ……  
 從四位上守宮内卿兼行權左中弁信乃權守源朝臣道方  
 右大史正六位内藤朝臣為親  
 寛弘元年九月廿五日  
 【平安遺文】  
 (寛弘二年2/7【小右記】参照。「惟仲於願仆状  
 損腰不動者」トアリ)  
 (小除目)  
 丁未、依召参入内、小有除目、是任大式(藤原)高遠  
 任左兵衛督權平、依宇佐宮事停任帥(守)惟仲、【御堂  
 閑白記】  
 (大宰權帥平惟仲の任を停む)  
 丁未、参衙、有政、停太宰帥任大式、又左兵衛督、左  
 大臣除目上也、以下名賜予、示右金吾令奏清書、大臣  
 退出【權記】  
 丁未、大宰權帥惟仲卿停任、以左兵衛督藤原高遠、任  
 大宰大式。依宇佐宮司訴也。法家所劾申罪名。殊者其  
 罪。只停止職也。【日本紀略】  
 大宰權帥平惟仲劾罪名停任。依宇佐宮訴也。二年四月八





寛弘八 二条 三条	寛弘九 二条	長和元 二二	長和三元 二条	長和四 一〇一五
二条 三条	二条 三条	二条 三条	二条 三条	二条 三条
8	527	214	219	103
<p>笑卯院御法事也、…内裏五百端、外裏並少將藤原朝臣皇太后宮二百端、中宮三百端、真宮三百端、已上宮儀御座無事、一品椅子内親王三百端、一品敷康親王二百端、三宮二百端、左大臣、右大臣、元子女御、井二百端、尊子女御絹廿疋、藤原繁子朝臣加賀守三位、皇三位、出雲守、左衛門尉、百端、【権記】</p>	<p>二条天皇后周忌御法事ヲ円教寺ニ修ス （一条天皇ノ周忌御法事ヲ円教寺ニ修ス） 甲午、今日故院御周忌法事…今日奉供養云々、御願文、…本院、内裏、皇太后宮、右大臣内方、右大臣、内大臣、承香殿女御（元子）、弘徽殿女御（義子）、前御圍殿女御（尊子）、別当春宮大夫藤原齊信、別当皇太后宮大夫俊賢、中宮大夫道綱当衰日不修敷、（*注）尊子二十九才）【小右記】</p>	<p>四七六筑前國符案ノ尊院文書 … 國符 嘉麻南郷司 … 心任本符旨、免除觀世音寺確井封田伍伍拾町肆段 … 貳佰捌拾貳法事</p>	<p>右得彼（寺脱）騰狀辨、去長保六年三月七日國符辨、彼大宰府今年二月廿七日符辨、得彼寺今月十日騰狀辨、謹檢事情、封戸田、或是勘（施脱カ）入、已令阡陌之、定四至所備之後、經數百年、当初國宰專無誤本領、而今近代牧宰常致寺愁、或破四至入勘、或益本田加公田、難從觸事差煩、因之微力作人、不堪公賣、不叶本寺役悉以逃亡、是數在所為有事項之故也、重檢事情、寺領田相博田田、其例已多、是非兼土壤之沃、唯為倉公事、違監（マ）之煩也、新立勝示不入府國使、依一辨作、將為永代例者、從二位行中納言兼師平朝臣（惟仲宣）、相博田田非無格制、然而至于件寺、聖朝御願、大府鎮護、其寄嚴重、不可准他寺、此寺傍例、古今已存、為公為寺共無其損者、宜加下知、令相博田田、為御願資儲、長令傳之不朽者、而一兩年之間、殊有相違、動檢田使人勘、仍可被亂定狀、賤送如件者、遣使者令加覆審之處、四至之内相當件因里者、所仰如件、郡宣承知任前相博旨、為彼寺封戸田、勿檢田使人勘、符到奉行少武兼大外藤原朝臣宣 長和三年二月十九日 奉行 權掾日下部在朝 行事中臣在朝 【平安遺文】</p>	<p>藤原通任故一条天皇ノ女御藤原尊子卜婚ス （藤原通任故一条天皇ノ女御藤原尊子卜婚ス） 康長、…今夜 參議（藤原）通任婚子代女御（藤原尊子）、孝大臣（藤原）連兼、（*注 尊子三十二才）【小右記】</p>

長和四 三条	長和五 一〇一六 後一	寛仁元 一〇一七 後一	寛仁三元 後一	治安二元 後一
三条	後一	後一	後一	後一
〇〇	1210	104	正29	〇〇
<p>一条院うせさせたまひて後、女御、更衣の御有様どもさまざま聞ゆるに、(中略)また、暗部屋の女御と聞えしには、母の藤三位、今の宣履殿の御はらからの修理大夫をぞあはせきこえためる。(注4)『栄花物語』卷十一つばみ花・二〇頁</p>	<p>庚辰。御卜奏。今日。早旦。修理大夫通任卿家焼亡。皇宮御領地。大炊御門南。東院御地。故攝磨守平生昌宅焼亡。【日本紀略】</p>	<p>(道長桂山莊三赴ク) 己巳、行桂奏、從女藤三位(繁子)許云、藤武守(源頼貞宅者申文云、手作布干端 進上、是造宮料進 (マ)ノ家、可被為造宮 (マ)者、依極無便、即返送【御堂閑白記】</p>	<p>(道長好明寺三赴ク) 丁亥、巳時許天晴、從内退出、入夜会入道藤三位(繁子)、行高(好)明寺、【御堂閑白記】</p>	<p>(尊子)薨 (*注 尊子二十九才)【一代要記】</p>

卷一 (補遺) 『江談抄』

(三二) 大入道殿、中関日に譲り申さしめ給ふ事

「大入道殿、臨終に有國を召して曰はく、「子息の中、誰人をもつて撰録を譲るべきか」と。有國申して云はく、「執權せしむるは町屋殿か」と云々。これ道兼の事なりと云々。また惟仲に問はしむ。惟仲申して云はく、「かくのごとき事は次第の理有るべきなり」と。また大夫史國平に問はしむ。國平の申す旨、惟仲に同じ。二人の説に依りて、遂に中関白道隆に譲らる。関白撰録の後、仰せられて云はく、「我、長孀をもつてこの仁に当たる。これ理運の事なり。何ぞ喜悅するに足らんや。ただ有國に報ゆべきをもつて愧びと為すのみ」と云々。故に幾程もなく除名に及び、父子官を奪はる」と云々。

- 43 -  
(注4)『栄花物語』の記述では、尊子の再婚は長和二年(一〇三二)のこのように書かれているが、史実では二年後の長和四年のことなので、ここに記した。

(三) 惟仲中納言の申請の文の事

「惟仲中納言、肥後守為りし時、申請の文有りて其の義を、上卿に陳において上卿に献す。上卿は一条左大臣雅信なり。上卿この文を難せらる。惟仲もつて恨みと為す。上卿命せらせて云はく、「この文は陳において難じ、里衆において許す文なり。これ先例なり」と。惟仲恥と為す」と云々。

(二五) 平中納言時望、一条左大臣羅を相する事

「故右大弁時範語りて云はく、「一条左大臣年少の時、故平中納言時望到る。その父の式部卿敦美親王、雅信を召し出して、時望に相せしむ。時望相して云はく、「必ず従一位左大臣に至らんか。下官の子孫もし申し触るる事有らば、必ず奉用有るべきなり」と。敦刻感歎すと云々。時望卒して後、一条左大臣、かの知己の言に感じて、惟仲、肥後の公文の間、ことに芳心を施す。惟仲はこれ時望の孫、珍材の男なり」と云々。この語は、故平宰相（親信）の説なり。かの家に伝へ語る由、時範の談るところなり」と。

(二六) 平家往昔より相人為る事

また「平家は往昔より累代相人の事を伝ふ。また惟仲中納言、その母は讃岐の国の人なり。珍材讃岐介為りし時、生むところの子なり。しかして任を去りし後に尋ね來たる。珍材召し入れて相すと云々。「汝必ず大納言に至らんか。ただし貪る心に依り、すこなるその妨げ有らん。慎むべきなり」と云々。後はたして中納言に至り、大宰相と為る。件の時、宇佐宮の第三の宝殿に封を付く。件の事に依り、任を停めらる。これ往年先親の伝へ語るところなり」と云々。

(三〇) 勘解相公と惟仲と怨みを成す事

「有国と惟仲と怨隙を成せる本縁は、有国石見の前司為り、惟仲肥後の前司為り、奉幣使の間、論へり」と云々。